

防府市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する要綱

平成18年10月25日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関して、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号。以下「省令」という。）、住民基本台帳の一部の写しについての公益性の判断に関する基準（平成18年総務省告示第495号）及び住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(国又は地方公共団体の機関の請求による閲覧)

第2条 国又は地方公共団体の機関が法第11条第1項の規定に基づく閲覧の請求を行うときは、次の各号に掲げる請求に応じ、当該各号に定める様式により請求を行うものとする。

- (1) 犯罪捜査等のための場合を除く請求 第1号様式
- (2) 犯罪捜査に関するものその他特別な事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるものの請求 第2号様式

(個人又は法人の申出による閲覧)

第3条 個人又は法人が法第11条の2第1項の規定に基づく閲覧の申出を行うときは、次の各号に掲げる申出に応じ、当該各号に定める様式により申出を行うものとする。

- (1) 法第11条の2第1項第1号による申出 第3号様式
- (2) 法第11条の2第1項第2号による申出 第4号様式
- (3) 法第11条の2第1項第3号による申出 第5号様式

(特別の事情による閲覧)

第4条 法第11条の2第1項第3号に規定する市長の定めるものは次の各号に掲げるものとする。

- (1) 訴訟を提起する際に相手方の居住関係を確認する場合

(2) マンションの管理組合が管理業務を行うために当該マンションの居住者を確認する必要があるが、他に手段がない場合

(3) 間違った郵便物が配達されるといった事情がある場合に、自らの住所に勝手に住所をおいている者がいないかどうかを確認したいといった申出があった場合

(4) 前各号に定めるもののほか、申出を相当と判断できる合理的理由があり、かつ、閲覧以外の手段では居住関係が確認できない場合。

(閲覧者の本人確認)

第5条 省令第2条第3項の規定による閲覧者の本人確認は、本人の写真が貼付された官公署発行の身分証明書等の提示により行うものとする。

2 前項の方法によりがたい場合の閲覧者の本人確認は、住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者に関する照会書(第6号様式)を閲覧者あてに郵送し、閲覧者が持参した回答書及び地方公共団体交付の被保険者証等の提示により行うものとする。

(閲覧の方法)

第6条 閲覧の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 閲覧は、申出の都度、請求に係る住民の範囲を印刷した閲覧用台帳により行うものとする。

(2) 閲覧者は、閲覧事項を閲覧記録用紙(第7号様式)へ転記することとし、複写や写真撮影は認めないものとする。

(3) 閲覧にあたっては、市民課職員の指示に従うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

第1号様式

第 年 月 号
日

(宛先) 防府市長

(請求機関名)

印

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の規定に基づき、下記のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請求機関の名称				
閲覧者	職名		氏名	
事務責任者	職名		氏名	
請求事由 根拠法令・条項を 明記すること。				
請求に係る住民の範囲				

確認欄

第2号様式

第 年 月 号 日

(宛先) 防府市長

(請求機関名)

印

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の規定に基づき、下記のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請求機関の名称				
閲覧者	職名		氏名	
事務責任者	職名		氏名	
請求を必要とする事務の内容				
根拠法令				
請求事由を明らかにすることが困難な理由				
請求に係る住民の範囲				

確認欄

第3号様式

住 民 基 本 台 帳 閲 覧 申 出 書

(個人又は法人による申出) - 調査研究用

(宛先) 防府市長

年 月 日

申 出 者	氏 名 (法人名及び代表者名)			印
	住 所 (所在地)			
(※共同申請者がいる場合)	氏 名 (法人名及び代表者名)			印
	住 所 (所在地)			
閲覧事項の利用目的				
申出に係る住民の範囲				
閲 覧 者	氏 名			
	住 所			
閲覧事項取扱者の範囲				
(※法人の場合)		活動責任者	住所(又は役職名) 氏名	
閲覧事項の管理方法				
※ 用 す る 場 合 に 利	成果の取扱い			
	実施体制			
(※委託者がいる場合)	氏 名 (法人名及び代表者名)			
	住 所 (所在地)			

上記のとおり、住民基本台帳の閲覧を申出します。閲覧に当たっては、住民基本台帳法、個人情報の保護に関する法律を遵守し、閲覧事項を利用目的以外に利用しないこと及び閲覧により作成した資料は適正に管理することを誓約します。

(注意事項)

※申請時に併せて提出が必要な書類

- ・法人登記、事業所概要
- ・大学の委員会又は学部長による証明書
- ・プライバシーマークが付与されていることを示す書類又は個人情報取扱指針
- ・調査の内容が確認できる書類
- ・その他市長が必要と認める書類

※申出者は、閲覧者や閲覧事項取扱者による閲覧事項の漏洩の防止等について必要な措置を講じなければなりません。(法第11条の2第6項)

※申出者の氏名、利用目的の概要などについては公表されることになります。(法第11条の2第12項)

※偽りその他不正の手段により閲覧した場合や目的外利用した場合は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金(法第46条)、30万円以下の過料(法第51条)の罰則規定があります。

第4号様式

住 民 基 本 台 帳 閲 覧 申 出 書

(個人又は法人による申出) - 公共的団体用

(宛先) 防府市長

年 月 日

申 出 者	公共的団体名	
	代 表 者 名	(印)
	住 所 (所在地)	
閲 覧 者	氏 名	
	住 所	
閲覧事項の利用目的		
申出に係る住民の範囲		
閲覧事項の管理方法		

上記のとおり、住民基本台帳の閲覧を申出します。閲覧に当たっては、住民基本台帳法（以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律を遵守し、閲覧事項を利用目的以外に利用しないこと及び閲覧により作成した資料は適正に管理することを誓約します。

年 月 日

課長印

今回の閲覧申出は、地域住民の福祉向上に寄与する活動であり、
公益性の高いものと認めます。

担当課

課長名

(注意事項)

- ※申出者は、閲覧者や閲覧事項取扱者による閲覧事項の漏洩の防止等について必要な措置を講じなければなりません。(法第11条の2第6項)
- ※申出者の氏名、利用目的の概要などについては公表されることになります。(法第11条の2第12項)
- ※偽りその他不正の手段により閲覧した場合や目的外利用した場合は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金(法第46条)、30万円以下の過料(法第51条)の罰則規定があります。

第5号様式

住 民 基 本 台 帳 閲 覧 申 出 書

(個人又は法人による申出) 一居住関係確認用

(宛先) 防府市長

年 月 日

申 出 者	氏 名 (法人名及び代表者名)	⑩	
	住 所 (所在地)		
(※共同申請者がいる場合)	氏 名 (法人名及び代表者名)	⑩	
	住 所 (所在地)		
閲覧事項の利用目的			
申出に係る住民の範囲			
閲 覧 者	氏 名		
	住 所		
閲覧事項取扱者の範囲 (※法人の場合)	活動責任者	住所(又は役職名) 氏名	
	閲覧事項の管理方法		
(※委託者がいる場合)	氏 名 (法人名及び代表者名)		
	住 所 (所在地)		

上記のとおり、住民基本台帳の閲覧を申出します。閲覧に当たっては、住民基本台帳法（以下「法」という。）、個人情報保護に関する法律を遵守し、閲覧事項を利用目的以外に利用しないこと及び閲覧により作成した資料は適正に管理することを誓約します。

(注意事項)

※申請時に併せて提出が必要な書類

- ・特別な事情があり、閲覧により確認することが必要であることを証する書類（疎明資料）

※申出者は、閲覧者や閲覧事項取扱者による閲覧事項の漏洩の防止等について必要な措置を講じなければなりません。(法第11条の2第6項)

※偽りその他不正の手段により閲覧した場合や目的外利用した場合は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金(法第46条)、30万円以下の過料(法第51条)の罰則規定があります。

年 月 日

(閲覧者)
住 所
氏 名

防 府 市 長

印

住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者に関する照会書

年 月 日に、あなたを閲覧者として指定した住民基本台帳閲覧申出を受け付けました。
上記申出に基づいて閲覧を行う際には、下記回答書に署名捺印の上、あなたご自身が持参してください。

(ご注意)

(1) 本書は必ず持参してください。郵送された場合は、受付できません。

年 月 日

回 答 書

(宛先) 防府市長

年 月 日に行われた住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者は、私であることに相違ありません。

(住 所) _____

(氏 名) _____

印

(2) 本書の有効期限は、年 月 日までです。

閲覧記録用紙

(NO.)

件数	氏名	生年月日	性別	住所
1			男・女	
2			男・女	
3			男・女	
4			男・女	
5			男・女	
6			男・女	
7			男・女	
8			男・女	
9			男・女	
10			男・女	
11			男・女	
12			男・女	
13			男・女	
14			男・女	
15			男・女	
16			男・女	
17			男・女	
18			男・女	
19			男・女	
20			男・女	
閲覧 (人) 数		件 (人)		

※ 閲覧手数料は、一件200円です。一人を一件とします。

※ 一行に一人のみ記入し、欄外には記入しないでください。

※ 名前だけの場合も、一件とします。

防府市役所市民課